

入札説明書

公告日：令和8年1月6日

本件入札に参加される方は、下記事項を十分ご理解いただいたうえ、入札に参加してください。

記

1 一般競争入札を行う事項及び内容

件名：令和8年度～10年度三重県立総合医療センター複写機賃借契約
内 容(仕 様)：別紙仕様書に記載のとおり

2 契約期間及び納入場所

- (1) 契約期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3ヵ年）
(2) 納入場所 地方独立行政法人三重県立総合医療センター
設置場所は別紙仕様書に記載のとおり

3 競争入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

(2) 落札資格

- ① 三重県から入札参加資格(指名)停止を受けている期間中でない者であること。
② 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
③ 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

4 入札者及び落札候補者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、(1)から(4)の書類を令和8年1月16日(金)15時までに提出してください。落札候補者にあっては、入札実施後に(5)から(6)の書類を提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 競争入札参加資格確認申請書（別紙様式）
(2) 仕様書に掲げる特質等を有することを証する書類（カタログ等、任意様式）
(3) メンテナンス体制が整備されていることを示す保守体制報告書（別紙様式）
(4) 委任状（代理人が資格申請・入札・物品の納入及び契約の履行・契約の締結及び契約に定める関係書類に関する一切の件に参加する場合）（別紙様式）
(5) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証

明用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したものです。)の写し

- (6) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し

5 競争入札参加資格の確認結果通知

令和8年1月19日(月)17時までに通知します。

6 入札書提出の締切日時

- (1) 日 時 令和8年1月20日(火)10時まで

(再度入札を行う場合は、別途日時を定めます。)

提出締切日時までに、封入のうえ持参により入札・契約事務担当課に提出してください。(郵送、FAX不可)

入札書の撤回、差替え、再提出は認めません。

7 開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和8年1月20日(火)10時10分

(再度入札を行う場合は、別途日時を定めます。)

※入札に参加される事業者で開札への立ち会いを希望される場合は、事前に入札・契約事務担当課へ連絡してください。

8 落札候補者に求める書類提出の締切日時及び場所

- (1) 令和8年1月23日(金)15時まで

落札候補者にあっては、入札実施後に4(5)から(6)の書類を入札・契約事務担当課に提出していただきます。ただし、再入札を行った場合は別途提出期限を定めます。

また、提出した証明書等について、説明等をお願いする場合があります。

9 入札方法、開札に立ち会う者に関する事項及び落札者の決定方法について

- (1) 別紙「入札に際しての注意事項」によるものとします。

- (2) 落札候補者について、3の(2)の落札資格の確認を行った後に落札決定を行います。

- (3) 入札保証金の額は、入札金額の100分の10以上の額とします。ただし、競争入札に参加しようとする者が、当該競争入札に係る参加資格を有し、契約を締結しないおそれがないと認められるときは、入札保証金を免除します。

10 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりです。

- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされて

いる者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。

- ア 契約の相手方が保険会社との間に、本院を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したとき。
- イ 契約の相手方が保険会社または金融機関との間に、工事履行保証委託契約を締結し、公共工事履行保証証券を提出したことにより、当該保険会社又は金融機関と本院との間に工事履行保証契約が成立したとき。
- ウ 契約の相手方が過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約実績を有し、これらをすべて誠実に履行した者又はこれに準ずると認められる者であって、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- エ 契約の相手方が、国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）、地方公共団体又は県の出資法人の関わり方の基本的事項を定める条例（平成14年三重県条例第41号）第2条第1項に規定する出資法人であるとき。

※更生（再生）手続中の者については、8（2）ア、イに該当するときを除き、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。

（3）契約は、三重県立総合医療センター事務局施設課において行います。

（4）契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。

1.1 監督及び検査

契約条項等の定めるところによります。

1.2 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約条項等の定めるところによります。

1.3 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

1.4 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

1.5 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- （1）受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。

- イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、本院と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、落札資格停止等の措置を講じます。

16 その他

- (1) 本件入札に質疑（入札手続き、参加資格、仕様内容、契約内容等の入札・契約に関する一切の事項）がある場合は、令和8年1月13日（火）17時までに、別紙「質疑申請書」を提出して下さい。（FAX可。ただし、FAX送信後電話にて到着確認を行ってください。また、回答に時間がかかる場合がありますので、お早めにお願いいたします。）
- (2) 本件入札の事項その他に関し疑義がある場合は、入札事務担当部署に説明を求め、十分ご承知おきください。入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。
- (3) 本件入札の参加にあたり、当院の諸規程、国内の法律及び三重県の条例を遵守し、仕様書等に基づき適正な入札を行わなければなりません。
- (4) 契約の相手方となった場合には、仕様書等に記載された内容を遵守し、誠実に契約を履行しなければなりません。
- (5) その他必要な事項は、「地方独立行政法人三重県立総合医療センター会計規程」、「地方独立行政法人三重県立総合医療センター契約事務取扱規程」に規定するところによります。
- (6) 提出された書類の返却は、一切行いません。
- (7) 入札等にかかる経費については、入札参加者の負担とします。
- (8) 入札者が1者になった場合は、入札を中止又は延期する場合があります。

17 入札・契約に関する事務を担当する部署

地方独立行政法人三重県立総合医療センター事務局施設課（担当：加藤）

電話：059-345-2321

FAX：059-347-3500